特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

令和7年5月22日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進事業に関する事務				
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1) 健診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 (2) 健康相談、訪問指導及びその他保健指導に関する事務 (3) 健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務				
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
健康増進事業結果情報ファイ	ル、健康増進事業対象者情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番111 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5条)第54条				
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	②法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139項 並びに令和3年内閣府・総務省令第9号第50条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	保健福祉課				
②所属長の役職名	保健福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	保健福祉課健康推進係 (〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話番号:0156-67-7320)				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	保健福祉課健康推進係 (〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話番号:0156-67-7320)				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	X - 1 - 1 - 1] ぞれ重点項目評(<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 m書又は全項目評価書において、リ	及び全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢> 「 十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている 人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違いがないか複数人での確認を行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・人事異動の際など、必ず権限異動を実施し、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。併せて端末アカウントや共有フォルダのアクセス権限を整理し、適切な運用を図っている。 ・外部記憶媒体は許可された媒体のみ使用し、パスワード管理を徹底している。				

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月22日	I.3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(76の項)	・番号法第9条第1項 別表第一 項番111 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5条)第54条	事後	
令和7年5月22日	I.4.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二102の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二102の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139項並びに令和3年内閣府・総務省令第9号第50条	事後	
令和7年5月22日	IV.8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である 判断の根拠: 人為的ミスを防止する対策として、 事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する とともに、間違いがないか複数人での確認を 行っている。	事後	
令和7年5月22日	IV11.最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月22日	Ⅳ11.当該対策は十分か【再 掲】		2)十分である 判断の根拠: ・人事異動の際など、必ず権限異動を実施し、 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへの アクセス権を必要に応じて付与・解除している。 併せて端末アカウントや共有フォルダのアクセ ス権限を整理し、適切な運用を図っている。 ・外部記憶媒体は許可された媒体のみ使用し、 パスワード管理を徹底している。	事後	
	<u> </u>	<u> </u>			